

【認定制度の仕組み骨子】

事 項	主 な 内 容
1. 認定要件	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県知事が行う研修（以下「認定研修」という。）の全科目を履修し、放課後児童指導員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者
2. 認定主体	都道府県（委託は不可）
3. 認定手続	都道府県は、認定研修を修了したものに対して、国が定める全国共通様式の「放課後児童支援員認定研修修了証（仮称）」[賞状形式及び携帯用形式]を交付し、修了証を交付したものの必要事項を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿（仮称）」の作成・管理を行う。
4. 認定取消	認定を受けた者が、次の事由に該当する場合には、都道府県は、当該者を認定者名簿からの削除を可能とする。[①虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合、②虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合、③秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合、④その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など]

（※）制度の詳細については、引き続き検討



【今後の検討課題】

- 認定者名簿の必要事項の記載内容の範囲について
- 都道府県が管理する認定者名簿の取り扱いについて
- 認定者名簿に記載した登録内容の変更手続について
- 認定の取消を受けた者が、他の都道府県で認定研修を受講しようとした場合の確認方法について